

事業者各位

令和3年3月29日

## 入札者心得書の改定について

江戸川区の入札者心得書の改定についてお知らせします。

江戸川区が発注する入札・見積もり合わせに参加される事業者の皆様におかれましては、必ずご一読いただき、遵守いただくようお願い致します。

### 1 改定後の入札者心得書

入札者心得書（紙入札用）

入札者心得書（電子入札用）

### 2 適用開始日

令和3年4月1日

<問い合わせ先>

総務部用地経理課契約係

直通：03-5662-1005 内線：2271～2274

- 第1条 この心得は、江戸川区(以下「区」という。)が書面を用いて入札する者(以下「入札者」という。)が守らなければならない事項を定めるものとする。
- 第2条 入札者は、この心得書及び江戸川区契約事務規則等を守らなければならない。
- 第3条 入札者は、区が提供する仕様書、図面、内訳書及び契約書案その他添付書類並びに見本品、現場等熟覧のうえ、個別に指定のある場合を除き、総額をもって入札しなければならない。なお、その額は原則として消費税相当額を含まない額とする。
- 第4条 次の各号の一に該当するものは入札者、契約者又はその代理人となることができない。
- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
  - (2) 破産の宣告を受け復権の確定していない者
  - (3) 禁固以上の刑に処せられその執行を終えるまで、又は執行を受けることがなくなるまでの者
  - (4) 禁固以上の刑に該当する犯罪により裁判に付せられ、判決確定に至るまでの者
  - (5) 前各号の一に該当する者を代表者とする者、又は契約の締結もしくは履行に関し代理人として使用する者
  - (6) 現場説明会に出席しなかった者(現場説明会を実施しない案件を除く)
- 第5条 入札者は、入札書及び区が指定した案件によっては内訳書を所定の日時まで提出しなければならない。
- 第6条 提出した入札書は、理由のいかんにかかわらず、引換、変更又は取消しをすることができない。
- 第7条 次の各号の一に該当する入札は無効とする。
- (1) 入札に参加する資格がない者のした入札
  - (2) 入札書が、所定の日時まで、所定の場所に到着しないもの
  - (3) 入札書の記載事項が不明なもの又は入札書に記名押印のないもの
  - (4) 入札書に入札事項を表示せず、又は一定の金額で価格を表示しないもの
  - (5) 同一事項に対し2通以上の入札をし、その前後を判別できないもの、又はその後発のもの
  - (6) 他人の代理を兼ね、又は2人以上の代理をしたもの
  - (7) 封筒に記入した件名と入札書の件名が異なるもの
  - (8) 2件以上の入札を連記し、又は2件以上の入札書を同封したもの
  - (9) 入札書の金額を訂正したもの
  - (10) 予定価格を事前公表した場合において、当該予定価格の制限の範囲外の金額を提示した入札
  - (11) 前各号に定めるものを除くほか、特に指定した事項に違反したもの
- 第8条 最低制限価格が設定されている案件において、それを下回って応札した者は失格とする。
- 第9条 入札者は、開札に立ち会うものとする。ただし、場合によりその人員を制限することがある。
- 第10条 開札は応札者が提出した入札書に記載された金額、応札者名を読み上げた上で落札者を決定するものとする。
- 第11条 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定める。当該入札者のうち、くじを引かない者がいるときは、これに代えて当該入札に関係のない職員にくじを引かせる。
- 第12条 不正な入札が行われるおそれがあると認められるとき、災害が発生したとき、その他入札の実施が困難な特別の事情が生じたときは、入札を中止または延期することがある。
- 第13条 開札において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないとき(最低制限価格を設けた場合においては、予定価格の制限の範囲内の価格で、且つ最低制限価格以上の価格の入札がないとき)は、直ちに再度入札を行う。
- 2 前項の再度入札の回数は、原則として1回とする。ただし、予定価格を事前に公表した場合においては、原則として再度入札は行わないものとする。
  - 3 1回目の入札において、当該入札が第7条の規定により無効とされた者、入札辞退者、入札遅参者及び最低制限価格を設けた場合の最低制限価格未満の入札をした者は、再度入札に参加することができない。
- 第14条 区は、落札者を決定したときは、その旨を落札者に通告する。
- 2 落札者は、前項の通告を受けたときは、契約書及び契約に必要な書類を、速やかに提出しなければならない。
  - 3 区は、内訳書に記載した単価等を不相当と認めるときは、落札者に契約金額の範囲内でこれを訂正させる。この場合、落札者はこれを拒むことができない。
- 第15条 落札者は、第3条の内訳書に記載の品種、数量等に誤記がある場合で、他の添付書類等により誤記であることを推知できる場合は、これを理由として契約の締結を拒み、又は契約金額の増額を請求することができない。
- 第16条 この心得書は、見積り合わせに際しても適用するものとする。
- 第17条 この心得書の解釈及びこの心得書に定めのない事項については、すべて区の指示によるものとする。

- 第1条 この心得は、江戸川区（以下「区」という。）が東京電子自治体共同運営電子調達サービス（以下「電子調達サービス」という。）を利用して入札する者（以下「入札者」という。）が守らなければならない事項を定めるものとする。
- 第2条 入札者は、この心得書及び江戸川区契約事務規則等を守らなければならない。
- 第3条 入札者は、区が提供する仕様書、図面、内訳書及び契約書案その他添付書類並びに見本品、現場等熟覧のうえ、個別に指定のある場合を除き、総額をもって入札しなければならない。なお、その額は原則として消費税相当額を含まない額とする。
- 第4条 次の各号の一に該当するものは入札者、契約者又はその代理人となることができない。
- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
  - (2) 破産の宣告を受け復権の確定していない者
  - (3) 禁固以上の刑に処せられその執行を終えるまで、又は執行を受けることがなくなるまでの者
  - (4) 禁固以上の刑に該当する犯罪により裁判に付せられ、判決確定に至るまでの者
  - (5) 前各号の一に該当する者を代表者とする者、又は契約の締結もしくは履行に関し代理人として使用する者
  - (6) 現場説明会に出席しなかった者（現場説明会を実施しない案件を除く）
- 第5条 入札者は、電子調達サービスにおいて入札に必要な事項を入力し、区が指定した日時までに電子調達サービス上において応札を確定させなければならない。
- 2 前項の入札は、電子調達サービスにおいて登録された代理人があるときは、当該代理人が行うものとする。
  - 3 電子調達サービスにより入札することを指示した案件については、書面により入札することができない。
  - 4 入札者は、区が積算内訳書の提出を求めた場合は、区が指定する日時までに、積算内訳書を提出しなければならない。
- 第6条 電子調達サービス上において確定された入札は、理由のいかんにかかわらず、引換、変更又は取消しをすることができない。
- 第7条 次の各号の一に該当する入札は無効とする。
- (1) 入札に参加する資格がない者のした入札
  - (2) 電子調達サービスによる入札を指示した案件について、書面でした入札
  - (3) 入札に錯誤等があり、入札が無効の旨を書面で届け出た入札
  - (4) 区が入札にあたり別途指定した書類等の提出を求めた案件について、それを提出しない者のした入札、又はそれが白紙又は記載内容が不明であるもの
  - (5) 電子調達サービスの不正利用及び電子証明書の不正使用により行った入札
  - (6) 予定価格を事前公表した場合において、当該予定価格の制限の範囲外の金額を提示した入札
  - (7) 前各号に定めるものを除くほか、特に指定した事項に違反したもの
- 第8条 最低制限価格が設定されている案件において、それを下回って応札した者は失格とする。
- 第9条 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、入札者が電子調達サービス上にて登録したくじ番号によりくじ引きを行い、落札者を定める。
- 第10条 不正な入札が行われるおそれがあると認められるとき、災害が発生したとき、その他入札の実施が困難な特別の事情が生じたときは、入札を中止または延期することがある。
- 第11条 開札において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないとき（最低制限価格を設けた場合においては、予定価格の制限の範囲内の価格で、且つ最低制限価格以上の価格の入札がないとき）は、直ちに再度入札を行う。
- 2 前項の再度入札の回数は、原則として1回とする。ただし、予定価格を事前に公表した場合においては、原則として再度入札は行わないものとする。
  - 3 1回目の入札において、当該入札が第7条の規定により無効とされた者、入札辞退者、入札遅参者及び最低制限価格を設けた場合の最低制限価格未満の入札をした者は、再度入札に参加することができない。
- 第12条 区は、落札者を決定したときは、その旨を落札者に通知する。
- 2 落札者は、前項の通知を受けたときは、契約書及び契約に必要な書類を、速やかに提出しなければならない。
  - 3 区は、内訳書に記載した単価等を不相当と認めたときは、落札者に契約金額の範囲内でこれを訂正させる。この場合、落札者はこれを拒むことができない。
- 第13条 落札者は、第3条の内訳書に記載の品種、数量等に誤記がある場合で、他の添付書類等により誤記であることを推知できる場合は、これを理由として契約の締結を拒み、又は契約金額の増額を請求することができない。
- 第14条 この心得書は、見積り合わせに際しても適用するものとする。
- 第15条 この心得書の解釈及びこの心得書に定めのない事項については、すべて区の指示によるものとする。